

○市立豊中病院松葉杖保証金管理要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、市立豊中病院（以下「病院」という。）の松葉杖を貸出しする際の保証金（以下「保証金」という。）の管理について必要な事項を定めることにより、円滑な松葉杖の貸出しおよび返却を図ることを目的とする。

(徴収対象者)

第 2 条 保証金の徴収対象者は、病院で松葉杖が必要と医師が診断し、松葉杖の貸出しを受けた者（以下「被貸与者」という。）とする。

(保証金の額および預り証の交付)

第 3 条 保証金の額は、貸出しの本数に関わらず 1 回の貸出しについて 5,000 円とし、病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、当該保証金と引換えに松葉杖保証金預り証（以下「預り証」という。）を交付（様式第 1 号）し、松葉杖の貸出しを行うものとする。

令和 7 年 5 月 1 日以降の松葉杖の貸出しについては、保証金は不要とする。

(徴収猶予)

第 4 条 管理者は、緊急やむを得ない場合又は特別な理由があると認められる場合は、保証金の徴収を猶予することができる。ただし、前述の理由が解消された場合は、その時点で猶予した保証金を徴収するものとする。

(保証金の返還)

第 5 条 管理者は、被貸与者が松葉杖を返却した場合は、当該被貸与者に交付した預り証と引換えに保証金を返還するものとする。

2 管理者は、被貸与者が預り証を紛失した場合において、当該被貸与者が保証金の正当な権利者であることが確認できたときは、保証金を返還するものとする。

3 被貸与者が、松葉杖を貸出した日から起算して 3 年を経過する日までに貸与した松葉杖を返却しない場合は、管理者は、前 2 項の規定にかかわらず、3 年を経過する日以降は被貸与者から徴収した保証金の返還を行わないものとする。

(返却の督促)

第 6 条 管理者は、被貸与者が松葉杖の貸出しから 6 ヶ月を経過した日以降も返却手続きを行わない場合において、引き続き貸出しを行うべき正当な理由がないと認められるときは、当該被貸与者に対し返却を督促するものとする。

(保証金の取扱い)

第 7 条 徴収した保証金は、松葉杖保証金管理台帳（様式第 2 号）を作成するとともに、豊中市病院事業会計規程に基づき、預り金として適正に保管するものとする。

2 第 5 条第 3 項の規定により、3 年を経過した日以降の保証金については、当該日の属する年度末以降の日に、その保証金を預り金からその他医業外収益に振替えるもの

とする。

- 3 被貸与者が、貸与した松葉杖を修復不能な状態に破損、紛失又はその他返却することが困難となった場合は、管理者は、当該被貸与者から保証金預り証を回収し、その者に係る保証金を預り金からその他医業外収益に振替えるものとする。
- 4 被貸与者が、貸与した松葉杖を修復不能な状態に破損、紛失又はその他返却することが困難となった場合において、保証金を徴収しなかった場合は、松葉杖の実費費用として 5,000 円を被貸与者から徴収する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。